



あんど



令和 6 年 3 月 2 1 日撮影

町道大和川右岸線は、遊水地の周辺整備工事として
大和川河川事務所により幅 5 m から 7 m へ道路拡幅工事を行っています。

令和 6 年 3 月定例会

審議案件	P 2 ~ 3
委員会報告	P 4 ~ 5
一般質問 (6 名の議員が一般質問を行いました)	P 6 ~ 11
議会のうごき、次回の定例会予定	P 12

令和6年3月定例会

3月4日から3月22日までの19日間で開催しました。

	議案	会議結果
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（安堵町手数料条例の一部を改正する条例について）	満場一致承認
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）	満場一致承認
議案第1号	安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	満場一致同意
議案第2号	安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第3号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第4号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第5号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第6号	安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第7号	安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第8号	安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第9号	安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第10号	安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第11号	安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第12号	安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第13号	安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第14号	安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第15号	安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	満場一致可決

	議 案	会議結果
議案第16号	安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第17号	安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第18号	安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第19号	安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第20号	安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	満場一致可決
議案第21号	町道路線の新規認定について	満場一致可決
議案第22号	調停の申立てについて	満場一致可決
議案第23号	令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について	満場一致可決
議案第24号	令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について	満場一致可決
議案第25号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について	満場一致可決
議案第26号	令和6年度安堵町一般会計予算について	満場一致可決
議案第27号	令和6年度安堵町国民健康保険特別会計予算について	満場一致可決
議案第28号	令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について	満場一致可決
議案第29号	令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について	満場一致可決
議案第30号	令和6年度安堵町水道事業会計予算について	満場一致可決
議案第31号	令和6年度安堵町下水道事業会計予算について	満場一致可決
報告第3号	令和6年度安堵町土地開発公社予算の報告について	報告
議案第32号	【追加議案】令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第13号）について	満場一致可決

※ 4月30日開催の臨時会の結果は、次号で掲載します。

委員会報告

一般会計予算審査特別委員会

委員長 山岡 敏

【報告概要】

○議案第26号 令和6年度安堵

町一般会計予算について

(1) 一般会計の総額

・歳入歳出総額

41億7000万円

・前年度比

5億7000万円増額

(15・8%)

※以下、前年度比増減額を記載
(2) 歳入の概要

・町税全体

1億4750万円増額

(21・0%)

・地方交付税

5550万円減額

(▲3・5%)

・国庫支出金

5585万6千円増額

(23・1%)

基幹システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金、児童手当国庫負担金や障害者自立支援給付費負担金等の増による。

・町債

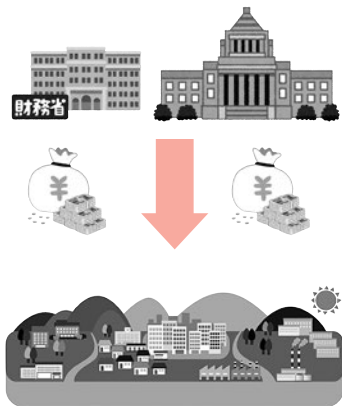
3億9350万円増額

(177・3%)

山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設建設に係る一般廃棄物処理事業債等の増による。

繰越金及び財政調整基金の繰入

3億1620万9千円



(3) 歳出の概要

・人件費

5827万2千円増額

(5・9%)

給与改定や会計年度任用職員に対する勤勉手当適用による。

・扶助費

3417万2千円増額

(8・7%)

福祉タクシー助成の開始、自立支援に係る介護給付費・訓練等給付費や、制度拡充に伴う児童手当の増加等による。

・維持補修費

731万5千円減額

(▲7・6%)

町単独道路維持補修工事の減少による。

・物件費

3973万4千円増額

(5・2%)

子ども家庭総合拠点に係る子ども遊び場整備等企画提案及び遊具設置委託、基幹システム標準化に係る電算システム改修の

増加等による。

・補助費等

4億5161万円増額

(99・9%)

山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設建設に係る負担金の大幅増による。

・投資的経費

6194万5千円増額

(41・2%)

福祉保健センター空調更新工事、こども園北館屋根葺き替え工事や中央公園アリーナ雨漏り修繕等による。

・各特別会計への繰出金

4993万8千円減額

(▲11・6%)

国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療保険に対して増加し、下水道事業会計への繰出が減額となる。

〔全会一致可決〕

特別会計等予算審査特別委員会

委員長 森田 瞳

令和6年3月8日、特別会計等予算審査特別委員会を開催し、慎重に審議した結果、令和6年度3特別会計及び2企業会計を原案どおり認定すべきものと決した。

【審査案件】

- ・ 議案第27号 令和6年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- ・ 議案第28号 令和6年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について
- ・ 議案第29号 令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- ・ 議案第30号 令和6年度安堵町水道事業会計予算について
- ・ 議案第31号 令和6年度安堵町下水道事業会計予算について

【報告概要】

○国民健康保険特別会計予算

- ・ 歳入歳出総額 9億4871万2千円

・ 前年度比

8654万8千円減額 (▲8・4%)

令和6年度から、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険税水準が同じ」となる県内統一保険税になるとの説明があった。

委員から、「マイナンバーカードによる保険証の取扱いについて質疑があり、保険証については令和6年12月2日からマイナンバーカードに変更となる。マイナンバーカードをお持ちでない方については、資格確認証を発行するとの回答があった。」

〔全会一致可決〕



○介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

- ・ 歳入歳出総額 8億8070万円
- ・ 前年度比 1826万円増額 (2・1%)

被保険者(65歳以上)は2541人で前年比51人増、高齢化率は36・3%である。

委員から、西和7町における特別養護老人ホームの利用状況についての質疑があり、将来の見通しについて見定める必要があることから、今後の経営を官で行うべきか、民で行うべきかを含め西和7町で検討していくこととする。との回答があった。

〔全会一致可決〕

○後期高齢者医療特別会計予算

- ・ 歳入歳出総額 1億5792万5千円
 - ・ 前年度比 2042万5千円増額 (14・9%)
- 被保険者は1328人で前年比70人増となる。

〔全会一致可決〕



○水道事業会計予算

・ 水道事業収益 1億9276万円

・ 前年度比 557万7千円減額

・ 水道事業費用 1億9130万8千円

・ 前年度比 498万1千円減額

資本的収入は工事負担金の見込みがないため0円で、資本的支出は7373万1千円であり、2578万6千円の増額となる。

〔全会一致可決〕

○下水道事業会計予算

・ 下水道収益 2億5377万2千円

・ 下水道費用 2億5012万1千円

資本的収入は1億3557万円、資本的支出は2億1235万8千円である。

〔全会一致可決〕



企業との包括連携協定について



ふくい やすお
福井 保夫

問 企業との連携協定状況について伺う。

答 総合政策課長 第一生命保険株式会社・日本郵便株式会社と地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び町民サービスの向上を図ることを目的として協定を結んでいる。

答 危機管理室課長 災害関係については、37社と協定を結んでいる。
内容は、自治体との相互応援・物資供給・応急復旧業務・福祉避難所の提供・緊急避難場所の提供である。



福井 全職員に協定内容を周知し、有効に活用し、町民サービスの向上を図って下さい。災害に関しては、活用することがない事を祈り、今後も防災力の強化をお願いする。

不妊治療支援について

問 県は2025年度をめぐりに不妊治療を受ける人に、市町村が実施する医療費助成について、半額負担する制度を創設する。安堵町の現状について伺う。

答 健康福祉推進室課長 平成28年度より、町単独で一般不妊治療（人工授精等）

に係る費用を助成してきた。県の補助制度は、生殖補助医療（体外受精・顕微授精等）の一定部分に町負担の2分の1を補助する計画である。県の具体的な方針が示された段階で、町として対応してまいります。

小・中学生の全国体力テストについて

問 2023年度の全国体力調査の結果について伺う。

答 教育推進課長 小学5年の男子・女子とも全国平均を上回っている。中学2年の男子は、全国平均を下回っている。女子は、全国

平均を上回っている。
学校保健委員会で体力テストの結果を分析し、学年間の状況に応じた授業内容にしている。

福井 高校でも運動クラブを続ける生徒には、トレーニング方法のアドバイスをしてもらい、又、食トレの重要性を指導してもらいたい。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種について

福井 斑鳩町は2回目からも接種費用を助成している。肺炎で亡くなる人も多く、安堵町でも接種費用の助成の検討をお願いする。



いはい ますみ 敬史

災害に強いまちづくり 水道本管の耐震化の推進について

問 大震災発災時には断水が長期化して住民の生活が大変不自由を強いられる。そのためにも水道本管の耐震化を推進する必要がある。この件の取り組みについて伺う。

答 事業課長 財政面も考慮しながら、毎年約2000万円、200メートル程度の更新計画に基づいて耐震化事業を進めている。

安堵町が参加する令和7年度より開始する県域一体化の企業団においても重要な課題の一つとして災害に強い施設を目指すため、順次施設の統合及び耐震化を行っていく予定であり、安堵町の耐震化計画も引き続き実施される予定である。

問 現時点での町内に敷設されている水道管の総延長は何キロで石綿管など耐震化の必要な水道本管は何キロであるか。

答 水道本管の総延長は約43キロ、石綿管2キロである。

問 令和7年度から奈良県域一体化の企業団により順次耐震化を進めていくとのことだが、何年間で耐震化を完了する計画か伺う。

答 10年間で石綿管の耐震化を進める予定である。

増井 いつ起こるか分からない大規模震災に備えて残りの未耐震の水道本管の耐震化を一日も早く完了してもらおうようお願いする。

防災講演会 防災訓練の実施について

問 防災・減災のために日頃から意識の高揚のために防災講演会の開催や防災訓練の実施が重要と考えている。令和6年度の実施計画について伺う。

答 危機管理室課長 能登半島地震に災害派遣した2名の

職員の経験を踏まえ、自主防災組織や消防団、区長、日赤奉仕団等の各種団体を対象とした防災講演会の実施をしていきたいと考えている。

増井 平常時にできないことは災害発生時には絶対できないといわれている。避難所開設訓練や避難誘導訓練を始めとした訓練を日頃からしておくことが重要だと思っております。年間計画に基づいて実施していくようお願いする。

自主防災組織 の運営方針 について

問 各自治会単位で自主防災組織の設立が進められているが、安堵町自主防災組織連絡協議会においても民生児童委員、消防団や日赤奉仕団との連携が必要と考えている。この件の取り組みについて伺う。

答 危機管理室課長 平常時及び災害時においても、各組織や地域の防災活動は、区長会、民生児童委員、消防団、日赤奉仕団などの協力により大きく前進すると考えるため、これらの団体を自主防災組織連絡協議会の協力団体と位置づけている。

具体的には、現在進めている避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を策定していくうえで、困難な事例が発生することも考えられる。その際には、地域ごとに支援者の家族や各種団体が集まって「ケース会議」を開催することも視野に入れている。互いに持っている力を発揮して最大限の効果を得ることが重要であり、本協議会により推進していくことができると考えている。

今後本協議会を通じて各組織や地域がこれらの団体と共に円滑な防災活動ができる関係性を構築できる支援をしていきたいと考えている。

増井 今後とも年間計画に基づき着実に計画を実施して災害に強いまちづくりに向けた体制を構築していくようお願いする。

通学路の合同点検結果をふまえ 早期の対策が必要な5カ所 進まない町の安全対策!!



まつだ まさる
松田 勝

以前から判明している危険箇所
具体的な対策を

問 広報「安堵」の2月号で通学路の合同点検結果が報告されている。安堵町として具体的にどのような解決策を考えておられるのか。

答 教育推進課長 対策が必要な箇所が即時に対応できるところは、関係機関と連携を図り、安全対策に努めている。

問 例えば、笠目・佃池付近の水路は非常に危険と思われるが、過去、どのような対策をされていたのか。

答 安全対策に地元の役員や地権者等の理解や協力を得なければならぬ場所のため、対策が進んでいない。

転落防止のための
柵が必要

問 転落防止のため、柵の設置が必要と思われるが、如何か。

答 今後も地元の協力をいただけるよう協議を行っている。

参る。
ブロック塀や老朽化した建物も危険

問 ブロック塀や老朽化した建物に対する対策はどのように考えているのか。

答 事業課長 ブロック塀

ハンプリ利用で 「ゾーン30」の設定を 制限速度30kmエリ アの設置が必要

制限速度30kmエリ
アの設置が必要

問 町内は非常に道幅も狭く危険箇所が多くある。ハンプリ等の利用による30kmエリア設定についての町の考え方を伺う。

答 事業課長 ハンプリの利用については、過去に検討したが、振動や音の発生などで、地元の理解が得られなかったことがある。また「ゾーン30」の設定には幹線道路に囲まれているという条件が必要となる。

問 振動や音が問題になる

の撤去に対しては、国庫補助金を利用して個人で安全対策に努めてもらっている。

松田 補助金の扱いについては住民周知が必要と考えるのでよろしくお願い致します。

答 自治会から要望があれば、奈良県警察、地域住民と協議していきたい。



実際の段差をつけず、舗装面に
図柄を描いたイメージハンプリ

【関連質問】



笠目地区の危険箇所
(佃池南側道路)

問 森田 瞳 議員 松田議員の指摘されている笠目・佃池南側水路は、私も転落事故の多く発生している箇所であり幾度と要望していますが、未だ何の対策も講じていない。

答 笠目の子供たち（通学路）や通勤の道路でもあり、過去には周辺地で転落により死亡事故も発生した。柵等の設置は早急に解決していただきたい。

答 町長 子供たちだけでなく、大人でも深い水路への転落は危ない。人命を優先することは大事であり、早急に対処したい。



こんどう こういち
近藤 晃一

— 安堵町の農業について —

問 昨年の3月議会で安堵町の農業方針について質問した。その時の答弁は「現状では具体的な方針はないが、各大字の農業への取組み方針を調査したうえで各大字に沿った方向で方針を決めたい」ということであつた。調査状況について伺う。また、調査後どのような手順で農業方針を作るのか伺う。

答 事業課長 調査状況については西安堵地区で協議を行い、地域計画と目標地図を策定し、公告したところである。

調査後の農業方針の策定手順は次のとおりである。

- ① 協議の場の設置・協議
- ② 協議結果の取纏め公表
- ③ 地域計画案作成
- ④ 地域計画案の説明会実施と関係機関へ意見聴取
- ⑤ 地域計画案の公告・縦覧
- ⑥ 地域計画の策定・公告

問 調査開始から1年経過するがまだ1大字を調査中ということである。調査が

終了して農業者の意思に基づく農業方針が決まる。先はまだまだ長い。進捗が遅い原因は何か。

答 初めての調査であり、地元との話し合いに時間を多めにとつたという経緯があつたが、今後はスムーズに進むと思われる。

問 意向調査を行うことは重要だが、農家が自ら建設的に農地の有効利用を申し出るとは考えにくい。大半の農家は誰かに農地を委託したいと考えていると推測される。このような状況にどのように対応するつもりか。

答 農業従事者が高齢になり後継者不足が問題と認識している。担い手サポートセンターや認定農業者、農業法人、営農組合等を紹介しているが難しい状況である。

問 中間管理機構に預ける方法もあるが、借主が誰か

わからない、水利や進入路の悪い圃場は受けてもらえない等の問題もある。中間管理機構をうまく利用し、成果を上げている自治体はあるのか。

答 桜井市が積極的に活用されていると聞いている。

問 中間管理機構に移行できない農地が耕作放棄田になれば、草は生え放題、枯草による火災の心配。アライグマ等獣害を及ぼす動物の住処の提供等により、非農家住民への悪影響も考えられる。その対策として、集落営農や農業者リーダー会議等とどのようにかわっていくのか。また、新規就農者への対応について伺う。

答 新規就農者に対しては国や県の施策を説明するが、町独自の支援はない。また中間管理機構に移行しない田については、農業者リーダー会議や営農組合などを紹介している。

問 休耕田が増えることで様々な弊害がおこる。安堵町の農業を守ることが景観を守り獣害問題や通学路の防犯に役立つことになるのでしっかり取り組んでいきたい。最後に町長の見解をお伺いする。

答 町長 基本的には農業基盤をどう整備するかという事だと思う。その基盤で付加価値を付けた農業経営でいかに収益の上がる農業をするかという事を考えていく時期だと考えている。



不当要求行為等の防止に関する条例の制定



もりた ひろやす
森田 裕康

問 職員が勤務時間の内外を問わず、職員が遵守すべき倫理原則を定め、法令や服務規律の遵守、公益追及、不当要求行為の防止等に関する事項を定めることにより、公正な町政運営を図り、公務に対する町民の信頼を確保することが必要である。そのため「安堵町不当要求行為等の防止に関する条例」が必要である。制定に向けての考えはあるか。

答 総合政策課長 近年、町の事務事業に関する要求の実現を図るための暴力、脅威的な言動、その他社会通念上の常識を逸脱すると認められる行為や秩序維持にきたす行為は見受けられないと認識している。不当要求行為等が見受けられた場合、職員が問題を抱え込まないよう、組織的に対応を図っていく。

問 条例は職務を守り遂行していくには必要であると考える。

答 不当要求等へは組織的に対応する必要がある。また近隣自治体では、条例ではなく要綱で定められているところもあり、それを参考にして今後の方向性を考えていく。

問 要綱では罰則規定がない。職員を守るのではなく職務をつまら公務を守るために必要である。

答 警察への通報等不当要求行為に対しては然るべき対応を図ってまいりたい。

森田 職員が、何事にも恐れれることなく、職務が遂行できるよう、罰則規定が定められた条例の早期制定を期待している。



質問事項の実現に向けて

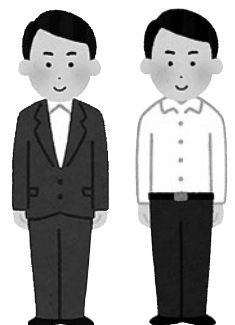
問 議員となり1年半これまで議会で質問され、執行部から検討しますとの答弁をされたのは、

- 職員の服装改革
- 高齢者買い物支援
- イヤホンの導入
- 空き家条例の制定
- 高塚交差点の改善
- 安堵交番北側の通学路の改善

である。質問事項は、町民の要望や意見である。「検討します」と答弁された事項については、委員会や事前説明会を通じて、経過及び結果を説明すべきではないか。

答 総合政策課長 一般質問において「検討する」との答弁は、様々なケースがあり統一的に捉えることは難しい。基本的には各担当部署において必要な調査や、調整を進め、可能なものは反映している。

委員会はそれぞれの目的がある。必要と認められるものは機会を設けて進捗状況を説明している。



問 「検討します」とは結果を伴うものと理解する。検討できない、可能性がないものについては正直に答えてください。

答 各事業については、担当する部署で必要な調査研究を行い、経費が伴う事業については、予算要望など手続きが必要なこともある。短期的、中長期的に時間を要し対応できること、直ぐに表れるもの、難しいものなどがある。

森田 安心安全な暮らしやすい町をつくるため、一つでも実現する方向で努めていくことを期待する。

加齢性難聴者の補聴器購入補助について

問 加齢性難聴者にとって

補聴器は、生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすため有効な手段である。うつ病や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられる。しかし費用が高額となるため使用が進んでいない。町で、補助できないか。

答 健康福祉推進室課長

本町においては障害福祉施策として、障害者総合支援法に基づき「身体障害者

(児)補装具の交付」を、実施している。生活に支障をきたすほど耳が聞こえない、聞こえにくい場合は、障害福祉制度を利用していただきたい。

問 補聴器は高額な精密機械である。難聴により、家族や友人とのコミュニケーションの機会も薄れ、認知機能の悪化にもつながると指摘されている。高齢者の健康維持のため、さらに健康維持が医療費の抑制にもつながると考える。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度や中等度の難聴者に補聴器購入費を補助することは有意義なことと考える。全国で238自治体が、補助制度を設けている。国や県に補助制度の拡充を求めている。国や県に補助を求めたい。当面は障害福祉制度の案内をして

答 加齢性難聴者に補聴器

は有意義と考える。国や県に補助を求めたい。当面は障害福祉制度の案内をしていく中で、近隣の助成制度の調査を行いたい。

上林 高齢者の聞こえを確保し安心して生活を送れるよう補聴器購入費の助成を

求める。

一人暮らしの高齢者の急病や災害時の連絡方法について

問 緊急通報装置貸与事業

が創設されているが、無料は65歳以上の一人暮らしで身体障害者等に限定されている。その他の希望者は月額2200円(税込)と有料となっている。無料貸与の条件を緩和できないか。

答 健康福祉推進室課長

緊急通報装置貸与は、一人暮らしの高齢者が家庭内の急病や災害時にボタンを押すだけでセンターにつながり、緊急度に応じて消防署や地域の協力者(親族)に連絡をする。安心して生活できるよう支援するものである。無料で利用できる条

件は、満65歳以上の一人暮らしの高齢者で身体障害者等(1級または2級の身体障害者手帳所持者又は特定疾患医療受給者証所持者かつ特に町長が必要と認めるもの)であり、かつ住民税非課税世帯の人である。現在4名の利用で、うち1名が無料で利用されている。今後のことについては、国等の方針や近隣自治体の状況も参考にしている。

問 身近なところで、一人暮らしの高齢者が自宅で

倒れ、自力では救援を呼べない例がある。三郷町、平群町では身体障害者手帳の条件を設けず、緊急通報装置を貸与している。安堵町でもぜひ、条件を緩和していただきたい。

答 検討材料としたい。

会計年度任用職員の処遇改善について

問 12月議会で会計年度任

用職員の勤勉手当(支給率は一般職と同等)を令和6年度から実施する条例改正が行われた。給与については、総務省の通知(総行給第21号)では「当該常勤職員の給与の改定に係る取り扱いに準じて改定すること」を基本として、遡及改定を基本」と明記されたが、行われていない。さかのぼって改定すべきと考える。

答 総合政策課長

本町では、会計年度任用職員の任用時に金額を明示して労働条件を説明している。また総務省の通知は技術的助言として行われているものと認識している。

上林 一般職の公務員はスト権が制限されている。そのため、代償措置として人事院勧告がある。県内でも14団体が実施している。遡って実施すべきと考える。

答 町長 今後、国・県の動向を見ながら総合的に判断してまいりたい。



うえばやし かつみ 上林 勝美



写真は、現在の遊水地事業の工事進捗状況です。
 この遊水地事業と併せ、道路の周辺整備工事も進めているところです。
 (表紙の工事写真もその一部です)
 大和中央道を起点として、コーナン、安堵中央公園体育館の南側を通過し、遊水地の北側堤防を経由し、御幸橋付近を終点とする道路を遊水地工事完了時点で県道とするよう要望をしています。

議会のスケジュール

30日	23日	16日	4日	27日	22日	15日	11日	8日	7日	5日	4日	26日	16日	2月	
本会議 (開会)	第1回臨時会	議会運営委員会	議案事前説明会	編集部会	第3回議会だより	編集部会	議会運営委員会	本会議 (閉会)	第2回議会だより	編集部会	総務産業建設常任委員会	第1回議会だより	編集部会	議会運営委員会	議案事前説明会
3月	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	4日	
第1回定例会	本会議 (開会)	本会議 (一般質問)	一般会計予算審査	特別委員会	特別会計等予算審査	特別委員会	特別委員会	特別委員会	特別委員会	特別委員会	特別委員会	特別委員会	特別委員会	特別委員会	

議会を傍聴しよう!!
安堵町議会

開会予定については、安堵町ホームページ
<https://www.town.ando.nara.jp/>
 『安堵町議会』において随時
 掲示しております。

お問い合わせ / ☎ 57-1511 (代表)
 (議会事務局：内線522)

次回の定例会 (予定)

17日	13日	10日	7日	6日	5日	6月	28日	22日	5月
本会議 (閉会)	議会運営委員会	文教厚生常任委員会	総務産業建設常任委員会	本会議 (開会)	本会議 (一般質問)	第2回定例会	議会運営委員会	議案事前説明会	議案事前説明会